

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 24 日 (火) 第 704 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定 (学事法制課取扱い) 1
- 私立学校振興助成法施行規則に基づき所轄庁が定める書類 (学事法制課取扱い) 2
- 指定管理者の指定 (4件) (文化振興課取扱い) 2
- (自然保護課取扱い) 3
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 3
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- くろまぐろ (小型魚) の採捕の停止の解除 (2件) (水産振興課取扱い) 3
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 4
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 5
- 県道の路線の認定 (※) (道路維持課取扱い) 5
- 県道の路線変更 (※) (道路維持課取扱い) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 6
- 都市計画道路事業の認可 (都市計画課取扱い) 6

## 公 告

- 落札者等の公告 (3件) (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 7
- (県立薩南病院取扱い) 7
- (県立北薩病院取扱い) 8

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 8

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (交通指導課取扱い) 10

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

## 県 立 病 院 局 企 業 告 示

- 指定納付受託者の指定 (2件) (県立病院課取扱い) 10

## 告 示

## 鹿児島県告示第192号

私立学校振興助成法 (昭和50年法律第61号) 第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人 (同項に規定する会計監査人設置学校法人等を除く。) が同条第4項の規定により知事に提出する令和7年度以後の各年度の計算書類 (私立学校法 (昭和24年法律第270号) 第103条第2項に規定する計算書類をいう。) 及びその附属明細書に添付する公認会計士 (公認会計士法 (昭和23年法律第103条) 第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。) 又は監査法人の監査報告に係る監査事項を次のとおり指定し、令和7年度の監査報告から適用する。

なお、平成29年4月4日鹿児島県告示第485号（私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうか。

#### 鹿児島県告示第193号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

#### 鹿児島県告示第194号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県文化センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第195号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県霧島国際音楽ホール
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第196号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県霧島アートの森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島市山下町 5 番 3 号
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

**鹿児島県告示第 197 号**

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県高千穂河原ビジターセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
高千穂河原ビジターセンター運営協議会  
霧島市霧島田口 2583 番地 12
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

**鹿児島県告示第 198 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
奄美市住用町大字役勝字丸畑甲 350 番 64，甲 350 番 65，甲 350 番 69 から甲 350 番 71 まで，甲 350 番 74，甲 350 番 75，甲 350 番 77，甲 350 番 78
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鹿児島県告示第 199 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
37.9 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	21.9 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	15.6 トン

**鹿児島県告示第 200 号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－3に規定する鹿児島県定置漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業（下半期）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第201号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－3に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第202号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
41.3トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	14.0トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	14.7トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	4.0トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	4.5トン

#### 鹿児島県告示第203号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
30.8トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	16.9トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）	10.9トン

漁業

## 鹿児島県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）（区画整理）安楽地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 8 年 3 月 25 日から同年 4 月 21 日まで
- 3 縦覧場所  
志布志市役所耕地林務課

## 鹿児島県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）第二面縄地区2期換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 8 年 3 月 25 日から同年 4 月 21 日まで
- 3 縦覧場所  
伊仙町役場耕地課

## 鹿児島県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により，県道の路線を次のように認定し，令和 8 年 3 月 24 日から施行する。

なお，その関係図面は，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
531	高須新城線	鹿屋市高須町 垂水市新城	

## 鹿児島県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により，次のように県道の路線を変更する。

なお，その関係図面は，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

旧新 の別	路 線 名	起 終 点 点
旧	鹿屋港線	鹿屋港 鹿屋吾平佐多線交点
新	鹿屋港線	鹿屋港 高須新城線交点

## 鹿児島県告示第208号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成17年3月25日鹿児島県告示第441号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち古江3地区に係る区域の指定は、廃止する。

令和8年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
古 江 3 地 区	鹿屋市古江町の区域内の土地のうち、次に掲げる座標点の1点から24点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の1点と24点を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 座標点 座標値 1点 北緯31度24分29秒0444, 東経130度45分59秒1583 2点 北緯31度24分28秒9579, 東経130度45分59秒9595 3点 北緯31度24分28秒8538, 東経130度46分00秒3890 4点 北緯31度24分28秒9461, 東経130度46分00秒8367 5点 北緯31度24分29秒0459, 東経130度46分01秒4911 6点 北緯31度24分29秒4049, 東経130度46分02秒3721 7点 北緯31度24分28秒7118, 東経130度46分02秒7558 8点 北緯31度24分28秒3677, 東経130度46分02秒7679 9点 北緯31度24分28秒1385, 東経130度46分02秒9462 10点 北緯31度24分27秒6674, 東経130度46分03秒1504 11点 北緯31度24分27秒4049, 東経130度46分03秒1888 12点 北緯31度24分27秒1806, 東経130度46分03秒2799 13点 北緯31度24分26秒6427, 東経130度46分03秒5834 14点 北緯31度24分26秒2867, 東経130度46分03秒8299 15点 北緯31度24分26秒0202, 東経130度46分04秒1629 16点 北緯31度24分25秒6962, 東経130度46分04秒3980 17点 北緯31度24分25秒0489, 東経130度46分03秒8009 18点 北緯31度24分24秒7144, 東経130度46分03秒9014 19点 北緯31度24分24秒4946, 東経130度46分03秒5848 20点 北緯31度24分24秒7793, 東経130度46分02秒8030 21点 北緯31度24分25秒2576, 東経130度46分02秒3701 22点 北緯31度24分25秒3553, 東経130度46分01秒5657 23点 北緯31度24分26秒0390, 東経130度46分00秒6560 24点 北緯31度24分27秒4052, 東経130度46分00秒3144

## 鹿児島県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項及び第4項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称  
霧島市  
西日本高速道路株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 国分都市計画道路事業
  - (2) 名称 1・3・1号隼人国分線  
3・7・17号小村新田1号線  
3・7・18号小村新田5号線
- 3 事業施行期間  
令和8年3月24日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
霧島市国分広瀬字会所下，字仮屋村下及び字毘沙門前地内
  - (2) 使用の部分  
霧島市国分広瀬字会所下及び字毘沙門前地内

**公 告**

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 3 月 24 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯浅敏典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 2,913,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社FPS  
東京都港区赤坂一丁目8番1号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 55,952,952円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和8年1月6日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 3 月 24 日

県立薩南病院院長 三枝伸二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立薩南病院で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,536,978キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

県立薩南病院総務課  
南さつま市加世田村原四丁目11番

- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中国電力株式会社  
広島市中区小町 4 番 33 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 68,427,913円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 8 年 1 月 6 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 8 年 3 月 24 日

県立北薩病院長 田中修也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立北薩病院で使用する電気  
年間予想使用電力 1,619,465キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立北薩病院経営課  
伊佐市大口宮人502番地 4
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イーセル  
広島市西区井口五丁目 6 番 4 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 26,386,265円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 8 年 1 月 6 日

**選挙管理委員会告示**

**鹿児島県選挙管理委員会告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 8 年 2 月 13 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 21 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要	25,724

する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	260,775
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区 148,335
	鹿屋市・垂水市区 30,128
	枕崎市区 5,241
	阿久根市・出水郡区 7,663
	出水市区 13,926
	指宿市区 10,343
	西之表市・熊毛郡区 10,570
	薩摩川内市区 24,810
	日置市区 12,704
	曾於市区 8,921
	霧島市・始良郡区 36,013
	いちき串木野市区 7,181
	南さつま市区 8,674
	志布志市・曾於郡区 10,946
	奄美市区 12,765
	南九州市区 8,716
伊佐市区 6,366	
始良市区 21,275	
薩摩郡区 5,196	
肝属郡区 8,859	
大島郡区 15,105	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	260,775
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

## 公安委員会規則

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第 7 号

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「指定金融機関（指定代理金融機関及び収納代理金融機関を含む。以下同じ。）に」を削る。

別記第 1 号様式中「同封の納付書」を「同封の納入通知書」に、「納付書記載の金融機関」を「納入通知書記載のとおり」に改める。

別記第 2 号様式（裏）中「納付書記載（裏面）の金融機関」を「納入通知書記載のとおり」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第 25 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e 結城友奈は勇者であるMP	株式会社サンセイアールアンドディ	511230
ぱちんこ遊技機	e 無職転生～異世界行ったら本気だす～H2E	株式会社EXCITE	511128
ぱちんこ遊技機	e ベルセルク無双2HM4	株式会社ニューギン	5P1859
ぱちんこ遊技機	e ガールズ&パンツァー3LBH7	株式会社平和	5P1750
ぱちんこ遊技機	e 東京喰種MW	株式会社ジェイビー	510747
回胴式遊技機	L 戦国コレクション6KS	株式会社コナミアミューズメント	5S1589
回胴式遊技機	L とんでもスキルKM	株式会社コナミアミューズメント	5S1909
回胴式遊技機	L ダークハイビSB	株式会社ピーセカンド	6S0070
回胴式遊技機	L ローティスTN	株式会社北電子	531154
回胴式遊技機	L 戦国乙女5L8	株式会社オリンピア	6S0006

## 県立病院局企業告示

### 鹿児島県県立病院局企業告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

九州カード株式会社

福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 18 号

2 指定納付受託者を指定した日

令和 8 年 3 月 13 日

3 指定納付受託者に納付させる収入

県民健康プラザ鹿屋医療センター及び県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 45 号）第 10 条に規定する使用料

4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**鹿児島県県立病院局企業告示第 3 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 8 年 3 月 24 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社鹿児島カード

鹿児島市泉町 3 番 3 号

2 指定納付受託者を指定した日

令和 8 年 3 月 13 日

3 指定納付受託者に納付させる収入

県立始良病院、県立薩南病院及び県立北薩病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 45 号）第 10 条に規定する使用料

4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで